

## 入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び福島県立石川支援学校ボイラー運転管理業務委託に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県立石川支援学校長 田中 久美子

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

なお、本件業務委託の仕様等については、別紙契約書（案）のとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1。以下「資格確認申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、令和6年10月29日（火）午後5時00分までに下記5の（1）に示す場所に提出し、当該資格の確認を受けること。

当該資格の確認結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により別途通知する。

また、資料作成等に要する費用は入札に参加を希望する者の負担とし、一旦受領した書類は返却しない。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。

（1）過去2年間、本件業務又は本件業務と同規模、同種の業務の実績がある者であることを証明する書類（履行実績証明書（様式6））

（2）福島県内に本店又は支店・営業所を有する者であることを証明する書類（パンフレット等も可とする。）

5 入札書の提出期限等

（1）資格確認申請書の提出期間及び提出場所

令和6年10月29日（火）午後5時00分

福島県立石川支援学校事務室

なお、申請書類は郵送を可とする。

（2）入札書及びその添付書類の提出期限及び提出場所

令和6年11月6日（水）午後2時30分  
イ 場 所 福島県立石川支援学校 木工室  
なお、郵送による入札は不可とする。

(3) 開札の日時及び場所

令和6年11月6日（水）午後2時30分  
イ 場 所 福島県立石川支援学校 木工室

6 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書（様式3）に必要とする事項を記載し、上記5の（2）に示す提出日時及び場所へ提出すること。
- (2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。
  - ア 一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）（発注者からの通知）の写し
  - イ 委任状（様式4） ※代理人が出席し、入札する場合
- (3) 入札書には次の事項が記載されていなければならない。
  - ア 入札書には、ボイラー技士の1日あたりの単価を記載すること。  
（単価には福利厚生費、交通費等の一切の諸経費を含めること。）
  - イ 入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払い金額は、契約単価に勤務日数を乗じて得た金額（円未満切り捨て）に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（円未満切り捨て）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜き単価を記載すること。
  - ウ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。）
  - エ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。）

7 入札保証金

- (1) 入札者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則249条第1項各号に該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金の免除を希望する者は、入札保証金免除申請書（様式5）に次の書類のいずれかを添付して、上記5の（1）に示す提出日時及び場所へ提出する

こと。

ア 入札保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）

イ 入札者が過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行（契約履行中のものは含まない。）したことを証明する書類（履行実績証明書（様式6））

（4）入札保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

## 8 入札方法及び開札等

（1）開札は、上記5の（3）で指定する日時及び場所で行う。

（2）開札に先立ち、入札者は上記6の（2）で指定する書類確認を受けるものとする。  
なお、入札保証金を納付する者は、納付した領収書を提示して確認を受けること。

（3）開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

（4）開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

（5）再度入札の回数は2回を限度とする。

## 9 入札者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県立石川支援学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 10 入札心得

（1）入札者は、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書（様式8）により令和6年10月18日（金）までに福島県立石川支援学校に説明を求めることができる。

発注者は、入札説明書等に関する回答書（様式8）にて、福島県立石川支援学ホームページに記載する方法で回答する。

（2）入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。

（3）入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

（4）入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

（5）入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。

ア 契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

オ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(7) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。

(8) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

#### 11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときには、入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

なお、これらの場合において、入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

#### 12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札

(2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札

(3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札

(4) 委任状を持参しない代理人のした入札

(5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札

(6) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び本件担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札を含む）

(7) 金額を訂正した入札

(8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札

(10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札

#### 13 落札者の決定方法

(1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

#### 14 契約保証金

- (1) 落札者は契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払い保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

#### 15 契約の締結

- (1) 落札者は、発注者が交付する契約書（以下「契約書」という。）に記名押印し、落札決定の日から10日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記（1）に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格に関する事項のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

#### 16 契約条項

契約書（案）による。

#### 17 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

- 18 当該契約に関する事務を担当する部門 上記5の（1）と同じ。

別紙

(参考)

福島県財務規則より抜粋

(契約保証金の減免)

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) (略)
- (4) 過去 2 年間に官公署(予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) から(18)まで (略)

2 (略)

(入札保証金の減免)

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署(予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)、とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) から(4)まで (略)

2 (略)